年報
北海道自治体学

Annual Report 2019

目 次
contents

巻頭言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

永井　真也

地方自治の未来③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

都市への権利とプレイスメイキング　石井　和平

自治体職員（実践者）のための法律講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

福祉領域における「権利擁護」とは　佐藤　みゆき

会員投稿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ

廃線した鉄道路線を利用した地域活性化について～国鉄瀬棚線を例に～　横山　翔

札幌市における児童会館施策の動向　渡邊　真央人

住民との協働によるハート＆タイムシェアリングの実証運行事業　辨開　淳美

職場勉強会のすすめ～『ＤＯ！２１』の活動をとおして～　米一　彰夫

2019年度活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24ページ

北海道自治体学会

第3号

巻頭言

2020 年は東京オリンピックの年だと思っていましたが、コロナウィルスの年になりそうです。また、私たちの生活では 5G が始まり新しい通信の時代がはじまります。

流行病回避のため子供と自宅にいる日々が（3 月現在）続いています。テレワークをはじめて体験し、働き方改革のなかでテレワーク導入が一気に進むだろうと感じながら、たまった本を読んでおりました。『MaaS』というタイトルが勉強になりました。モビリティ・アズ・ア・サービスのことですが、すでにヘルシンキで導入されています。MaaS の導入レベルは 1〜4 あるのですが、日本はまだレベル 1 です。既存の公共交通をスマホでシームレスに利用できるようにするのでア・サービスで便利なんだと想像していましたが、肝は定額使い放題だそうです。札幌市交通局や JR 北海道が、定額使い放題になったら社会は変わるでしょう。都市から自動車を排除することが、Maas の政策目的です。中心地の活性化にも大いに貢献するでしょう。続きは、誰かと話したいです。

アニュアルレポートも 3 回を重ね、当会のなかでも定着してきました。これまでは年 2 回のニューズレターで、シンポジュウムと地域フォーラムの報告を行っているだけでした。石井和平先生が中心となって、会員の興味関心を発表する機会になるよう新しくアニュアルレポートをとりまとめられています。ご苦労様です。

会員同士の交流が活性化することが、北海道自治体学会の大事な役割です。私は、勉強会の後に、居酒屋で続きを語り合うような場になることを期待しています。

北海道自治体学会　代表運営員
室蘭工業大学大学院　工学研究科ひと文化系領域
准教授　永井　真也

都市への権利とプレイスメイキング

石井　和平*

1　はじめに

「都市への権利」という理念と、その理念に基づいた都市再生手法（プレイスメイキング）について説明し、そのまちづくり手法としての可能性と限界を明らかにする。

2　都市への権利

「都市への権利」は、フランスの哲学者アンリ・ルフェーヴルが提唱した概念として知られている。また英国の地理学者デヴィッド・ハーヴェイは、論文”The right to the city”の中で、この都市への権利の概念について以下のように語っている。少々長いが引用したい。

> 「都市への権利とは、都市が作り出す資源への個人のアクセスといった概念を遥かに超えたものであり、私達が望むように都市を変化させることで、我々自らを変化させることができる権利のことをいう。都市を変化させることは必然的に都市化に影響を与える集合的な力の行使によるため、この権利は個々人の権利というより集団的なものである。私がここで主張したいのは、我々と我々の都市を作り、また作り直す自由は、人権の中で最も尊いものでありながら、最も無視されているものの一つであるということである」[1]

ハーヴェイは、初出の論文で、「この権利は個々人のものではなく、普遍的（common）な権利である・・・」と書いたが、後に集団的（collective）な権利と書き換えている。時に排他的な行動を取る個々人の権利ではなく、資本主義による都市化に対する対抗運動の担い手としての集団の権利を強調したからであろうか。彼は、資本主義と都市化による階層の分断化（例えば、ジェントリフィケーション[2]の発生）について言及し、都市における市民の反乱を、少数の一部の人々が握る「都市への権利」をその他大勢の市民の集団的な権利として取り戻す政治的な運動として正当化する。それは「貧困と社会的不平等を根絶し、破滅的な環境悪化の傷を癒すような都市」[3]を再創造するための基本的な人権だからである。」

また一方、「都市への権利」の概念は、政治的な理念あるいは行動を超えて、都市の本来

* 札幌学院大学法学部・教授　連絡先：ishii@sgu.ac.jp　※北海道自治体学会運営委員

[1] （初出）David Harvey(2008). THE RIGHT TO THE CITY *New Left Review*, 2. https://davidharvey.org/media/righttothecity.pdf 最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

[2] 都市において、比較的低所得者層の居住地域が再開発や文化的活動などによって活性化し、結果、地価が高騰すること。（Artwords より引用）

[3] デヴィッド・ハーヴェイ（2013）反乱する都市 作品社 pp.228.

のあり方を示すモデルや都市計画といった文脈の中で、公共空間の利活用による都市再生手法のための理論的根拠にもなってきた。例えば、以下に述べる「プレイスメイキング」と呼ばれるデザイン手法はその一つである。

3　プレイスメイキング

プレイスメイキング（Place-making）は、ボトムアップ型提案による既存空間の改善や活用を行う一つのデザイン手法である。プレイスメイキングという概念自体、多義的であるが、日本では概ね以下のような定義がされている。

「プレイスメイキングとは都市空間において愛着や居心地の良さといった心理的価値を伴った公共的空間を創出するボトムアップ型の計画概念」[4]

「個人の精神的な拠り所となる場をその人自身が住んでいる地域や愛着を持つ地域に創出・再生すること」[5]

例えば、愛知県豊田市の駅周辺の公共空間再生プロジェクトは、車から人への転換を目指してプレイスメイキングの手法が用いられた事例である。そこでは、単なる空間（space）を居場所（place）に変えるプロセスが重要となっている[6]。したがって試行する段階が重要であり、LQC（Lighter（より簡単に）, Quicker（より早く）, Cheaper（より安く））といったアジャイルな開発手法を取り、長期的な計画に反映させていくと同時に、当座の成果を可視化することで利用者や住民といったステークホルダーへの関心や共感を呼び起こす働きを持っている。またプロセスを重視することで、困難な課題にも立ち向かうことができる。豊田市のプロジェクトでいえば、道路法に基づく道路区域に属する広場の一部を、道路管理者である市や警察との協議の上、地方自治法に基づく普通財産上の広場として運用できるような法制度上の変更を行なっている。

一方、道路区域から除外された文字通りの広場が、現在でも「通行できる空間であれば道路交通法の適用範囲である」[7]ということで、未だに法的規制の下に利用されているという現状もある。地方自治体において、公共空間を自由にデザインするには、条例による規制緩和が必要な証左であろう。自治体職員のみならず地方議員の政策立案能力に期待したい。

---

[4] 園田聡(2015). 日本の公共的空間の整備・活用におけるプレイスメイキングの展開に関する研究 工学院大学博士論文 11.

[5] 三友奈々(2015). プレイスメイキングの定義・原則と場の評価項目に関する考察 デザイン学研究 日本デザイン学会 1.

[6] 園田聡(2019)『プレイスメイキング』学芸出版社　pp.10.

[7] 同上　pp.232.

4　課題

プレイスメイキングは、定義に見たようにデザイン手法の一つであって、都市空間に精神的また心理的な価値を見出し、その再生を企てる都市再生手法である。だが、そこには、ハーヴェイが述べたような、資本主義に与する少数の人々から「都市への権利」を取り戻そうという集合的な力の行使による対抗運動は見られない。プレイスメイキングに求められるものは、空間を居場所に変えるための仕掛けであって、たとえ公共的空間であっても、地域の活性化という名目の下、必ずそこには商業的な思惑が組み込まれているからである。

また、米国オレゴン州のポートランドに見られるように、「生活の質」を追求することが、同時にジェントリフィケーション（階層の上位化）を加速させる問題も生じている。「都市への権利」が、資本と都市化に対する抵抗運動であることを考えると、プレイスメイキングというデザイン手法は両義的な意味を持っていることがわかるはずである。

「都市への権利」を獲得する手段が、現在の消費社会に適合する単なる公共空間のデザイン論に縮減してしまえば、基本的な人権である都市への権利の獲得は未完に終わるだけではなく、資本主義をベースにした限りのない欲望が再生産される現代消費社会の維持強化に寄与するだけである。人権論を都市政策との関係で捉え直し、デザイン論を超えた一つの理念として確立する必要があろう。

他方、タクティカル・アーバニズム（Tactical urbanism）という手法も紹介したい。それは長期的戦略に基づきながらも、より偶発性の高い短期的な社会実践を意味しており、都市への権利を獲得するための小さな「戦術」である。交差点でのペインティングなど、ややゲリラ的な行動もあるとはいえ、理念あるいはシニフィアン（意味作用）として考えられてきた「都市への権利」を実現する一つの、またささやかな手段であると考えたい。

5　むすび

「都市への権利」はルフェーヴルを嚆矢とするが、またハーヴェイによる都市革命の行動原理に接続する自由権的な理念であり、また生存権に匹敵する社会権としても理解することができる。さらに、その源流は都市の多様性を主張したジェイン・ジェイコブズ以降の都市論の系譜にあるのは確かである。都市計画の手法に組み込まれたプレイスメイキングや、単発性・偶発性の高いタクティカル・アーバニズムの実践によって、集合的な「都市への権利」をどのようにして獲得していくのか、あるいは権利を行使しうることがそもそも可能なのかどうか、法理論の文脈から追求したいと考えている。資本主義の下、一人の消費者としてしか存在できない状況の中で、我々が自ら都市を作り、また作り直す自由を基本的な人権として認識し、さらに行使できる主権者となることこそ、まちづくりの本旨なのだと言えるのではないだろうか。

福祉領域における「権利擁護」とは

佐藤　みゆき*

1　はじめに

「権利擁護」ということばをご存知だろうか。法律を学ばれた方は、憲法の授業などで「権利」は「保障」と結びつけられていたとご記憶にあるだろう。それとは異なり「権利擁護」は、主として社会福祉の分野でこの 20 年ほどの間に登場してきた概念であり、福祉領域における基本理念でもある。

本稿では、この「権利擁護」の意義について概説し、自治体職員の方々が「権利擁護」と関わりうる場面について例を挙げた上で、理解しておいていただきたい諸点について触れていきたい。

2　福祉領域における基本理念「権利擁護」とは

福祉領域における「権利擁護」の概念について、法律用語であれば、通常はまずその通説的定義から始めることになろう。

しかしながら、「権利擁護」の定義については、研究者等が諸説を提示しているものの決定版がないのが現状である。定義が今一つ明らかにされないまま、「権利擁護」の語はさまざまなところで使われている。たとえば、介護保険制度における中核的機関で、自治体ごとに設置されている「地域包括支援センター」では、高齢者虐待対応等を行う「権利擁護事業」(介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号)がある。後述の成年後見制度の利用支援や虐待対応の窓口として昨今、全国的に設置されている機関は「権利擁護センター」である。社会福祉士(ソーシャルワーカー)の倫理綱領では、「社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。」とされている。このように、多様な場面で使われている「権利擁護」であるが、福祉領域において理念とするならば、それはどのようなものであるのか一定の共通理解が必要であり、またそれが可能である。

福祉領域における「権利擁護」には、2 つの側面がある。(1)権利侵害の救済としての「権利擁護」と(2)利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」である。

(1) 権利侵害の救済としての「権利擁護」は、高齢者、障害者等の人権が侵害されている状態からの回復を図ることである。福祉領域においても、以前から、高齢者施設での身体拘束、知的障害者の家族による年金搾取など、人権侵害の事例は多々あった。それを見過ごせ

* 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科・教授　※北海道自治体学会会員
専門分野：司法福祉、権利擁護　著書「介護トラブル相談ハンドブック」(新日本法規)ほか

ないと立ち上がったのが、人権を護るプロである「法律家」たちである。1991 年、東京都社会福祉協議会が設立した「権利擁護センターすてっぷ」では、志のある弁護士たちが権利侵害に対応し、多くの高齢者、障害者を救い出した。その後、福祉界は、2000 年前後に、「社会福祉基礎構造改革」という大転換期を迎える。それまでは、福祉施設入所、ホームヘルパーの派遣などの福祉サービスは、行政処分である「措置」により実施されていたところ、2000 年に始まった介護保険制度に代表されるように、サービスの提供事業者とサービスの利用者との間の契約を根拠とするようになった(「措置から契約へ」)。

それまでは、サービスの利用の可否、サービス内容、利用料などのすべてを行政が決定していたが、介護保険制度施行以降は利用者が福祉事業者と交渉し、意思表示をしなければならなくなった。それでは、契約をするにあたって、認知症高齢者、知的障害者など、判断能力の不十分な人たちはどうしたらよいのか。それらの人たちへの支援の必要性が言われ、「権利擁護」の一側面であると認識されるようになった。それが(2) 利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」である。その中心となる担い手が、利用者の「声なき声」を汲み取るスキルを持つ、ソーシャルワーカーなのである。

このように「権利擁護」とは従来、「法律家」と「福祉職」と、その協働によって実践されてきたものである。

3　権利侵害の救済としての「権利擁護」～　児童虐待対応

それでは、権利侵害の救済としての「権利擁護」の一例として、児童虐待への対応を見てみよう。

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が、その監護する児童(18 歳に満たない者)について行う、①身体的虐待、②性的虐待、③監護の怠慢・拒否(ネグレクト)、④心理的虐待をいう(児童虐待防止法第 2 条)。厚生労働省によると、2018 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数が 15 万 9,850 件（速報値）であり、過去最多を更新した。この児童虐待相談対応件数は 28 年連続で増加を続けており、その背景として「面前 DV」(児童の目の前で母親などに対して行われる DV)に関する通告が増えたことや、虐待に対する社会の意識が高まり、通報が増えたことが指摘されている。

児童虐待対応の中核となる機関は児童相談所である。北海道には政令市の札幌市 1 か所を含む 9 か所が設置されている。児童福祉司を中心に、子どもに関する相談を受け、子どもの安全を確保するための「一時保護」や子どもを児童養護施設等に入所させたり、里親委託をする措置を行っている。2018 年 3 月の「目黒区女児虐待事件」、2019 年 1 月の「野田小 4 女児虐待事件」、2019 年 6 月の札幌の「2 歳女児衰弱死事件」など深刻な虐待事件が後を絶たず、児童相談所の対応のあり方に厳しい批判が寄せられているのは、報道等で衆知のとおりである。

児童相談所の対応の課題についてはマンパワーの不足など多くの点が指摘されているが、

大きなものとして、児童相談所が、常に「子どもの保護(分離)と親の支援(再統合)の二律背反」にさらされていることの影響があると思われる。子どもの安全のためには、適時に一時保護や立入調査などの権限を発動させることが必要だが、一方それは、親の不信を招き「親子の再統合」の妨げになるのではないかという躊躇につながるのである。この児童相談所の持つ役割の矛盾を解消するために、児童相談所の機能を分離すべきであるという見解もある。

ただし、児童虐待への対応はもはや児童相談所だけでは立ち行かず、警察や他の行政機関、また地域住民などとの幅広い連携が求められている点に留意していただきたい。虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、関係機関により、子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク)」が規定されており（児童福祉法第 25 条の 2)、地方自治体はその設置に努めるものとされている。

4　利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」～　成年後見制度

利用者の自己決定の支援としての「権利擁護」の中心は、「成年後見制度」である。成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な人に対して、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度で、2000 年の改正民法と特別法「任意後見契約に関する法律」等に根拠がある。以前は民法上、「禁治産・準禁治産制度」があったが、使い勝手がよくないことから、介護保険制度の施行と同時に改められた。成年後見制度には、法定後見(後見・保佐・補助)と任意後見の類型があり、それぞれについて、対象とされる人、成年後見人等支援者となる人、後見人等選任の手続、支援内容(権限)等が詳細に定められている。

ここで触れておきたいのは、成年後見制度と行政との関係である。もともと民法に根拠のある制度であり、後見人等の選任の審判を家庭裁判所が行うことから「司法」の一環の制度ではあるが、地域住民が安心して住み慣れた地域で暮らせるための制度という観点からは、自治体にも関与が求められるのである。

まず、成年後見制度制定当初からあった制度として、「市区町村長による申立て」の制度がある。市区長村長は、認知症高齢者(65 歳以上)又は知的障害者、精神障害者について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は法定後見の申立てをすることができる(老人福祉法第 32 条・知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉法第 51 条の 11 の 2)。制度の申立てをする親族がいないような場合である。

また、「成年後見制度利用支援事業」がある。法定後見開始申立てに関する費用(申立手数料・登記手数料・鑑定費用等)や後見人に支払う報酬の全部又は一部の援助を受けることができるという厚生労働省所管の事業である。この事業は、介護保険法第 115 条の 45 で規定

された地域支援事業の「任意事業」に位置付けられ、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 4 号が規定する市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられている。

さらには、2016 年に制定・施行された「成年後見制度利用促進法」では、第 12 条により国が 2017 年に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて、市町村に「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、協議会等の整備」と「審議会等合議制の機関を活用した市町村計画の策定と継続的取組点検と評価」を求めている。ここで言うところの「地域連携ネットワークの中核機関」とは、既に全国的に「成年後見支援センター」「権利擁護センター」として設置されているものが前身であり、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能(受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行)、後見人支援機能、不正防止効果が求められている。もはや、自治体には成年後見制度の後方的支援にとどまらず、積極的けん引役が期待されていると言っても過言ではないのが現状である。

5　むすびに代えて

筆者は自らの専門について一言で「権利擁護」と紹介し、それは「法と福祉との交錯領域」であると申し添えているが、これまで述べてきて、「権利擁護」とは「司法」と「行政」との交錯領域でもあるのではないかと思い至った。上述のように福祉領域における「権利擁護」はもともと「法律家」と「福祉職」の実践から始まったものではあるが、最近は自治体も含めた地域全体で取り組んでいくように拡がりを見せている。そこでの連携は、従来の行政の業務の「縦割り意識」から脱却し、関係機関の各々の役割と立場を尊重しながら、同じ目的のもとに協働する貴重な営為である。

近時の地域政策は、人目を引きつける経済振興や地方創生策が主流であるが、例えば、地方の自治体への移住者が日常生活の困りごとが生じたときに、そこでいつまでも暮らしていける保証がなかったならば、結局は意味がない。「セーフティ・ネット」は、人々が健康で日常生活に支障なく暮らしているときには考えの及ばないものである。だからこそ、自治体職員の皆様方には、地域住民の安全・安心の確保のため「権利擁護」の実践について、常日頃から理解を深め、助力してくださることをお願いし、本稿のむすびに代えたい。

廃線した鉄道路線を利用した地域活性化について
～国鉄瀬棚線を例に～

横山 翔*

1　はじめに

筆者は「国鉄瀬棚線 30 年記念会」の事務局長をしており、国鉄瀬棚線が廃線されて 30 年が経過した 2017 年 1 月に会を立ち上げ、定期的に廃線した瀬棚線の PR 活動を行っている。会員は発足時には 3 名だったが、2019 年 1 月現在では 20 名を有している。以下、本会の活動について報告する。

2　瀬棚線本線の歴史

瀬棚線本線開通以前には、乗合馬車が国縫駅[1]と瀬棚町[2]の間で毎日運行されていた。1918 年には毎日 1 本、午前 8 時に国縫と瀬棚から出発し、珍古辺と今金で中継した。到着は瀬棚に午後 8 時、国縫に午後 7 時で料金は 180 銭[3]であった。冬には馬橇（ばそり）を使っていた。

旧国鉄瀬棚線は、国縫駅で函館本線から分岐し、渡島半島を横断して檜山振興局管内の瀬棚郡瀬棚町の瀬棚駅に至る路線であった。1929 年 12 月 13 日から開業し、1966 年 10 月 1 日からは、函館駅－瀬棚駅間を直通する急行「せたな」が 1 日 1 往復運転されており、急行列車も運行していた。しかし、その後は人口減少が進み、乗客数は落ち込んでいった。

1980 年、国鉄再建法が施行され、この法律によりいわゆる赤字ローカル線の廃止が進められた。対象となるのは「特定地方交通線」と言われる路線である。特定地方交通線とは、国鉄再建法に規定する地方交通線のうち、バス転換が適当とされた旅客輸送密度 4,000 人未満の国鉄の鉄道路線のことであり、瀬棚線はその第 2 次廃止対象路線に指定され、1987 年 3 月 16 日に廃止された。

瀬棚線廃線後の現在は、鉄道代替バスを函館バス株式会社(以下、函館バス)が瀬棚線として運行し、国・北海道・沿線 3 町（今金町・長万部町・せたな町）からの補助金を受け、上三本杉－長万部バスターミナル間を運行している。また、通学路線としての色合いを強めており、土日祭日・学休日運休の区間便が設定されている。

現在、全線通しでは 7 往復が設定され、これとは別に鉄道時代からあった、一部のルート

* 国鉄瀬棚線 30 年記念会事務局長(せたな町役場勤務)　連絡先：mail: yokoyanma@gmail.com

[1] 北海道山越郡長万部町字国縫にある北海道旅客鉄道函館本線の駅。かつては瀬棚線が分岐していた。

[2] 現在の北海道久遠郡せたな町

[3] 現在の価格で 9,000 円程度

を変更した快速「瀬棚号」[4]が 1 往復、函館バスセンターまで乗り入れている。この他、通学客向けの区間便として、今金(または今金小学校前)－桧山北高校前、桧山北高校前－北桧山ターミナル発着が設定されている。

瀬棚駅跡地には、温泉施設や介護施設が建設され、今金駅跡地には、「オランダ通り」という公園が建設された。また付近に JR 北海道直営の今金トラベルセンターが設置されたが、2000 年に廃止された。北檜山駅は、旧駅舎をそのまま生かして函館バスの北檜山ターミナルとなった。花石駅－北住吉駅間の線路跡には、国道 230 号のバイパスが建設された。

3　発足から最初の企画へ

国鉄瀬棚線 30 年記念会を発足した経緯は、瀬棚線が廃線されて 30 年が経ち、住民たちの記憶から風化してしまう現実から、当時を思い出して懐かしんでもらいたいという想いからだった。

筆者の生まれる前から廃線していたため、旧国鉄瀬棚線を知らない年代にもアピールしたいこと、そして一番伝えたいことが「公共交通の在り方」にある。乗客数が減り鉄道を廃線することは、物流の減少やバス移動が鉄道移動よりも時間がかかるといったデメリットが発生する。

最初の活動は、「よみがえる瀬棚線展」[5]という展示会を同年 3 月 18 日に、せたな町情報センター[6]の 2 階で企画したことであった。同時に「鉄道模型（N ゲージ）運転会」[7]も実施した。公式 facebook を立ち上げ、広報活動を行った。せたな町、今金町内全体に回覧文書を頒布し、瀬棚線の当時の切符や資料提供をお願いした。その結果、当時の貴重な写真や記念品などのお宝を展示できることとなった。

図 1.　よみがえる瀬棚線展の様子

国鉄瀬棚線 30 年記念会撮影

[4] 北海道道 263 号八雲今金線経由

[5] 開催期間：2017 年 3 月 18 日（土）～4 月 1 日（土）

[6] 住所：北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山 266

[7] 開催期間：2017 年 3 月 18 日（土）～3 月 20 日（月・祝）

パネルの記事は、瀬棚駅廃線の最後の駅員や当時の SL を運転していた機関士の家に直接出向き、インタビューを行って作成したものである。インタビュー内容や寄贈写真をまとめ上げ、瀬棚線のビデオや当時の駅員や機関士のインタビューを載せた記事を作成し掲載したほか当時の乗客として瀬棚線を利用した方からエピソードを伺い、思い出話も何点か掲載した。さらに、公共交通のあり方について鉄道を廃線にするデメリットをパネル掲示板で訴えた。国鉄からバスに転換となったが、物流は沈静化されるなど、人口減少を問題点とした提起を行った。

4　企画の結果と廃線探訪ツアー

期間中の入場者数は当初の予測を超え、せたな町情報センターとしては史上最多の入場者となる延べ 1000 人以上の方に来てもらうことができた。100 人以上は町外の来場者で、札幌、函館、本州からも展示会を見に来てくれるなど、町内の宿泊施設や、飲食店にも波及できる効果[8]があった。

同年 5 月 27 日には、廃線探訪シリーズ瀬棚線として、北海道オプショナルツアーズ株式会社が企画した札幌発日帰りバスツアーの案内役に、会長の河原泰平が同行した。旧瀬棚線の起点であった国縫駅で河原が合流し、解説を交えながらできるだけ線路跡に沿った行程をバスで走り、所々下車しながら旧今金駅付近へ行く。旧線の面影を残すオランダ公園や、旧瀬棚駅や神丘駅付近を見学する計 48.4 ㎞の行程であった。ツアーでは地元の手打ちそば愛好会による昼食も振舞われ、「温泉ホテルきたひやま」の温泉に入浴する時間も設けられており、地元に経済効果をもたらしている。

5　廃線ウォーキング

瀬棚線展終了から 3 か月後の、6 月 25 日に、町教育委員会と共催で廃線から 30 年の月日が流れた国鉄瀬棚線の路線跡を辿る「瀬棚線ウォーキング(以下、廃線ウォーキング)」を開催した。

写真 2.　廃線ウォーキングの様子・解説する筆者(左写真　右中央)

国鉄瀬棚線 30 年記念会撮影

[8] 展示会の受付をしていた筆者のもとにも、宿泊の問い合わせ 2 件、飲食店の問い合わせ 7 件があった。

一時小雨が降る場面もあったが、約 40 人が集まり今も残る鉄道遺構や、豊岡遺跡等の跡地を巡り、スポットごとのエピソードを聞きながら 6km の道のりをウォーキングした。昼食では、地元飲食店に協力頂き、廃線ウォーキングのために白貝や男爵芋、スナップえんどう等、せたな産の食材をふんだんに使って考案された「幻の駅弁」を振る舞い、参加者は舌鼓を打っていた。

写真３． 幻の駅弁

国鉄瀬棚線 30 年記念会撮影

6　その後の企画

上記のイベント以外にも、国鉄瀬棚線 30 年記念会の facebook 上での活動では、瀬棚線にかかわらず地域の多岐にわたる話題を提供している。2019 年 1 月には、大泉洋主演でせたな町が主なロケ地である映画「そらのレストラン」[9]の話題や地域の地酒に関する話題、秋祭りの話題、地域町内会の話題など定期的な情報発信を行った。

また、2019 年 3 月には、函館バス北檜山出張所[10]で、ポストカードを配布し撮影会を開催した。「太櫓線」は、せたな町の美しい海岸線を縫って走る路線であり、1950 年から 2019 年まで約 70 年間走り続けていた[11]。

さらに、2019 年 12 月には、せたな町をメインのロケ地とし、日本女医の第 1 号である荻野吟子[12](1851-1913)の生涯を描いた映画「一粒の麦 荻野吟子の生涯[13]」の上映を記念して、本会メンバーでは映画上映応援企画を実施した。日本酒「吟子物語」を取り扱っている飲食

[9] 主演：大泉洋、監督：深川栄洋、制作：日本(2019)、配給：東京テアトル株式会社

[10] 住所：北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山 451-2

[11] 2019 年 4 月 1 日からは、せたな町営のデマンドバスが運行している。

[12] 1897 年から 1908 年まで瀬棚町で開業し、医業や地域貢献に殉じた。

[13] 主演：若村麻由美、監督：山田火砂子、制作：日本(2019)、配給：株式会社新日本映画社

店や酒販店に協力を呼びかけ、一斉フェアを開催した、吟子物語の晩酌セットやグラス一杯の値引きなどのサービスを、各店に提供してもらった。開催箇所は、せたな町のほか、札幌市、函館市、国鉄瀬棚線 30 年記念会会長の出身地でもある、奈良県大和郡山市の 4 箇所にのぼった。

7　さいごに

本会では、地域の団体との協力が不可欠である。「よみがえる瀬棚線展」では、開催期間中に町内の絵本読み聞かせ団体「ピノキオの会」のご協力により機関車の絵本読み聞かせ会が好評で、多数の見学者が集まった。また、廃線ウォーキングでは、「せたな町ノルディックウォーキングの会」の方に参加協力をしてもらい、歩き方のレクチャー講座をしてもらった。活動を継続させることで、地域活性化や経済効果を生むことが可能となるため、本会では、今後も地域の団体と連携を行い、持続的にイベントを実施していきたい。

参考文献

［1］今尾恵介（監修）（2008）『日本鉄道旅行地図帳―全線・全駅・全廃線―』新潮社
［2］国土交通省「国鉄改革について」
http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr1_000054.html　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日
［3］国鉄瀬棚線 30 年記念会
https://www.facebook.com/kokutetusetanasen30/?tn-str=k*F　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日
［4］国鉄瀬棚線 30 年記念会「～もうひとつのさよなら運転～」
https://www.facebook.com/kokutetusetanasen30/posts/2138893949754603 最終閲覧 2020 年 3 月 24 日
［5］せたな町「国鉄瀬棚線廃止 30 周年記念『瀬棚線ウォーキング』」
http://www.town.setana.lg.jp/topics/30_1.html　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日
［6］いま ch（今金町のナマの活気を伝える WEB マガジン）「国鉄 旧瀬棚線があった時代③」
http://ima-channel.com/imadoko/8277.html　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日
［7］荻野吟子フェア公式サイト
https://oginoginko.wixsite.com/0001/blank-3　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

札幌市における児童会館施策の動向

渡邊 真央人*

1　はじめに

札幌市では、2020 年 1 月に市内 108 番目の児童会館として羊丘児童会館を開館させた。羊丘児童会館は、同時期に移転した東白石児童会館と同じく、多世代交流を目的の一つとする「多目的ホール」を児童会館管理区域に整備した最初の児童会館であり、札幌市の児童会館施策の歴史的転換点であると思われる。そこで本稿では、札幌市の児童会館施策の歴史的経過を振り返ったうえで、現在の児童会館施策の動向について報告を行うこととしたい。

2　児童会館施策の歴史的経過

(1)　社会教育施設としての児童会館

札幌市の児童会館は、全国で最初の公設児童会館として 1949 年に中島児童会館を開館させたことに始まる。中島児童会館の開設にかかる議会説明を確認すると、「現下の混乱した社会情勢に鑑み、児童に健全な娯楽と教養の施設を与え、以って校外生活の善導を図り、且つ、学校教育の一助として児童の良識の発達、個性の進展を促進するため」[1]整備を行うこととし、教育委員会が所管する「社会教育施設」として整備を行っている。

開館初期の中島児童会館の運営については、『新札幌市史第 5 巻』によると、「演劇、音楽、映画、文学などに従事するさまざまな市民の参加によって支えられた」[2]とされており、「社会教育施設」らしい幅広い活動が行われていたことが確認できる。また、開館当初から「児童福祉事業」の実施施設として厚生省（当時）に届け出を行うなど、児童福祉法に基づく児童館に類似する活動内容も行っていたようである。

中島児童会館の開館後、市内周縁部の地域を中心に、児童会館の誘致運動が行われ、1960 年には市内 2 館目として新生児童会館が開設される。新生児童会館の整備に当たっては、1959 年に設けられた文部省（当時）の児童文化センター整備補助を受けており、中島児童会館と同様に「社会教育施設」としての整備であった。

新生児童会館の開館にあわせ、現在の児童会館条例が整備され、児童会館の目的が「児童の文化的素養をつちかい、その福祉を増進するため」と示された。そして『新生児童会館 40 年の歩み』によると、中島児童会館と同様に「社会教育施設」にふさわしい多様な活動が行われ、また地域の大人と子どもたちの交流事業が積極的に行われていたことが確認できる[3]。

---

* 札幌市役所　連絡先：ttcnet_jp@yahoo.co.jp

1 「札幌市中島児童会館条例設定について」（1949 年 5 月 14 日札幌市長決裁）

2 山田定市ら著(2002)『新札幌市史　第 5 巻』（札幌市教育委員会編）pp. 821.

3 札幌市新生児童会館(2000)『新生児童会館 40 年の歩み』札幌新生児童会館運営協力会　pp. 3.など

(2) 児童福祉施設としての児童会館

1970 年代に入ると、国全体の流れとして「留守家庭児童対策」が求められるようになり、留守家庭児童対策の場として、児童福祉施設である「児童館」が注目されるようになる[4]。札幌市においてはそれまで民間の活動が中心であったが、児童館に類似する施設であり、既に児童福祉事業を行ってきていた児童会館においても、開館以来行ってきた多様な活動に加えて、留守家庭児童対策（学童保育）事業が行われるようになる。

また同時期の 1978 年には都市部の児童の体力増進が指向され、体力増進機能を持つ児童館として「児童センター」という施設類型が設けられた。札幌市としては、1982 年に児童会館の標準整備内容として「480 ㎡（うち体育室 180 ㎡）」を定め、法的な位置づけを「社会教育施設」としたまま、「児童センター」に準じた整備・運営を行っていた。

そして札幌市では、増やしてきた児童会館の運営財源を確保すべく、2001 年に「民間児童厚生施設等活動推進事業費」の補助金申請を行い、児童会館の法的な位置づけを「児童福祉施設」とする[5]。当時の児童会館関係者へのヒアリング[6]によると、「札幌市の児童会館の活動は『児童館』と同様である」として補助金を確保したとのことであり、「児童福祉施設」となって運営内容が変わったわけではない。

2 現在の児童会館施策

(1) 新型児童会館整備

札幌市では 2014 年に「児童会館のあり方指針」「札幌市市有建築物の配置基本方針」を定めた。これらによると、児童会館は「小学校の改築等にあわせて小学校と併設した児童会館として整備する（複合化する）」「小学校の体育館を児童会館の運動スペースとして活用」とされ、児童会館専用の体育室が無くなった。これにより、今後整備する児童会館の法的位置づけは体力増進機能の無い「小型児童館」に移行すると整理された。

一方で体を動かす遊びをしたいという子どものニーズに応えるためには児童会館が主体的に利用できる運動の場が必要という議論[7]がなされ、移行期には、小学校の体育館に加えて同じ建物内に整備した地域が管理する多目的ホールも児童会館の運動の場として活用する例（石山児童会館、栄西小はんのき児童会館）等も整備している。

(2) 多目的ホールの位置づけ

今回、羊丘児童会館等に整備した多目的ホールについて、体を動かす遊びをしたいという子どものニーズに応えることを目的とするほか、「児童等の使用を妨げない範囲において、複合化している地区会館利用者においても使用することができるものとして整理し、複合

---

[4] 亀原めぐみ・古村えり子（2010）「子どもを中心としたまちづくり」『北海道教育大学紀要 教育科学編 61-1』

[5] 児童会館将来構想委員会(2002)「児童会館将来構想報告書」

[6] 2020 年 1 月 30 日（公財）さっぽろ青少年女性活動協会職員へのヒアリング調査

[7] 例えば 2017 年 10 月 25 日、札幌市議会第一部決算特別委員会　石川佐和子委員発言

施設の多機能化や多世代交流の場として使用される」[8]ものとしている。そのため、多目的ホールについてのみ大人の利用も可能とするように児童会館条例の改正を行っている[9]。

ここで注目すべき点は、今までの児童会館における多世代交流については、「地域の大人と子どもたちの交流」を意味していたが、ここでは「地区会館利用者においても使用」と整理をしており、その使用自体が子どもたちと関係がない活動であっても、使用を認めるものと転換した点であろう。今までの「地域の大人と子どもたちの交流」を各館で行ってきた経験を活かして、同じ場にいる大人と子どもが自然に交流をするということを期待した整備であるということは言うまでもない。

3　結論

現在、札幌市に限らず、多くの自治体において公共施設の「複合化」に取り組んでいる[10]。その中で児童会館について、一部とはいえ札幌市のように「大人だけの利用」を明確に認める制度設計をしている例は少ない。そのため今後の運営については、前例がない難しい課題に直面することもあるかもしれないが、札幌市の児童会館が 70 年の間培ってきた「地域の大人と子どもたちの交流」のノウハウを活かし、多くの自治体に広げることのできる運営ノウハウが蓄積されていくものと考えている。

写真 1. 小学校と児童会館などを複合化した栄西小学校

写真左側のグレー色の壁の部分が栄西小はんのき児童会館(筆者撮影)

[8] 札幌市ホームページ「放課後児童健全育成事業部会」
https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/houkago.html　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

[9] 児童会館条例第 6 条第 3 項に「市長は、第 1 項各号（執筆者注：「児童及び児童に同伴する保護者が使用する場合」等）に掲げる場合の使用を妨げない範囲において、会館の多目的ホールを同項各号に掲げる場合以外の場合に使用させることができる。」とする規定を新設した。

[10] 内閣府政策統括官(2016)「公共施設等の集約・複合化による経済・財政効果について」
https://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/08seisakukadai09-0.pdf　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

住民との協働によるハート＆タイムシェアリングの実証運行事業

辨開　淳美*

1　始めに

初山別村では、過疎化の進行とともに鉄路やタクシーが撤退しており、バス事業者においても運転手の確保が出来ず、自治体からの受託事業を手放す状況にある。こうした状況を踏まえ、村では 2018 年から 2020 年度までの 3 カ年においてレンタカー、自家用車などを活用したデマンド型車輌運行[1]による実証運行事業を開始した。この事業は、「生まれ育った場所で、顔馴染みといつまでも暮らし続けたい」という、住民の当たり前の希望をかなえることを目的としている。以下、本事業の活動について報告する。

2　実証運行の背景

初山別村の人口は、2015 年の国勢調査時点では 1,217 人、うち 65 歳以上の高齢者率は 35.9%を占める。人口動態では、60 歳以上の転出超過が顕著に見られており、村は人口減少の抑制策とラストワンマイル[2]の移動手段確保のため、住民との協働を探りつつ村の身の丈にあった交通手法を模索してきた。

国土交通省では 2018 年に互助による輸送を明確化する通達[3]を発出しており、初山別の調査[4]においても、生活の中で困っていることのトップが「外出支援」となっている[5]一方、住民同士の支えあいに参加できるという回答があることも確認できる[6]ことから、本事業を実施することとなった。

事業では先進事例と、村内ヒアリング[7]やアンケート[8]の情報をもとに実証運行を実施した。2018 年度では、先進事例として天塩町「天塩-稚内相乗り交通事業」と中頓別町「なかとんべつライドシェア」を調査し、2019 年度には、住民とともに富良野市「コミュニティカー」や石狩市「あつたライフサポートの会」を調査した。石狩市厚田区の調査では、石狩市の財

* 初山別村役場　連絡先：soumu.kikaku@vill.shosanbetsu.lg.jp

1 利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

2 主に物流業界や通信業界などで使用される言葉で最終拠点から最終利用者へのサービスのこと
公共交通においては、鉄道駅、バス停から自宅までの移動手段を指す。

3 2018(平成 30)年 3 月 30 日付け国自旅 338 号自動車旅客課長

4 初山別村(2017)「ささえ愛システム推進調査」

5 同上　pp.50.

6 同上　pp.57.

7 初山別村による交通弱者対策聴き取り調査。2018 年 8 月から村内 3 か所で実施した。

8 初山別村(2014)「第 6 期介護保険事業計画アンケート」

政支援を受けずに 10 年間継続してきた佐藤会長から、淡々としながらも熱く秘めた思いに住民共々感銘を受けた。

3　運行に向けた住民との協働

初山別村は、留萌振興局管内に所在しており国道 232 号が海岸線沿いに南北約 25 ㎞へと広がる村である。沿岸バス株式会社が 7 時から 19 時までに 1 日 9 便、札幌行きの高速バスは 1 日 4 便を運行しているが、村内では自宅からバス停までの距離が 3 ㎞を超える地域もあり、特に高齢者にとっては通院や買物において不自由という大きな課題を持っている。

村では 2018 年の「交通弱者対策の進め方[9]」において、住民の移動手段は「公共が確保すること」を基本とし、その活用手段は「みんなで創り育てる」こととした。地域特性を考慮し、南部(有明)・中部(初山別)・北部(豊岬)の 3 地区に運営主体を置いた。

南部では、純農村地区で高齢化率 60%を超える反面、住民同士の交流が多く、地域との繋がりも強い地域である。互助活動として従来から乗合いが行われており、最高齢の運転者は 96 歳の男性である。高齢者へのヒアリングにおいては「免許はあるけど、車を運転できなくなれば村を離れるのも考えなければ」という回答があった。

中部は、役場所在地であり会社員や転勤族が居住する地域で、住宅が 1 km 範囲内に存在する。コンビニや福祉施設などの公共施設が集積しているため、高齢者へのヒアリングにおいては「夏場は自分で歩く。冬に利用したい。」という回答があった。

北部は、農業・漁業・福祉施設が混在しており地理的にも広範囲に渡る。この地域の特徴は、介護保険事業における生活支援コーディネーターが最初に手を挙げ地域食堂「なんもなんも食堂」を自発的に立ち上げた地区であること。そこに移動支援を活用して高齢者の参加を促すことで、フレイル対策[10]に効果を上げつつある。高齢者へのヒアリングにおいては「出かける機会が増え、知り合いと話が出来てよかった。」という回答があった。

三地区三様の動きがあったが、結果的に運行へ向けた準備が整うこととなった。

4　住民との協働による合意形成

2018 と 2019 年の運行結果は図 1 のとおりである。住民との協働の意識形成においては、運行主体の内部合意が必須であり、極めて重要な意味がある。住民として移動手段の確保が必要であるとの認識はあっても、住民自身が当事者となるためには「自分ごと」として捉えるかどうかという大きな障壁が存在する。その解消にあたっては、各地区にいる生活支援コーディネーター[11]が大きく寄与している。

---

[9] 初山別村（2018）「交通弱者対策の進め方」初山別村推進方針

[10] 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。（アクティブシニア「食と栄養」研究会 HP より）https://activesenior-f-and-n.com/frail/　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

[11] 「地域支えあい推進員」とも呼ばれる。厚生労働省はその役割として「高齢者の生活支援・介護予防の

生活支援コーディネーターが、キーパーソンとなる人物を一人一人訪問し、地域の危機感を洗い出すことができた。また、社会福祉協議会の会長でもある初山別郵便局長が、村内2局長(有明、豊岬)の合意を図り、受付窓口を引き受けてくれたことは、この事業の初期段階において大きなポイントとなった。

項目	令和元年度			平成30年			対比	
期間	令和元年10月1日～11月30日（65歳以上）			平成30年11月1日～29日（70歳以上）			△ 5歳	
対象者	416 名中 配付済 60 名・交付率 14.4 %			340 名中 配付済 104 名・交付率 30.6 %			△ 44 名	△ 16 %
チケット	各 16 枚 ＝ 960 枚・利用率 36.6 %			各 8 枚 ＝ 832 枚・利用率 26.6 %			128 枚	10 %
利用実績	ほか 利用 351 枚			ほか 利用 221 枚			130 枚	159 %
運行日数	延べ 59 日間			延べ 34 日間			25 日	174 %
運行距離	1,553 Km			922 Km			631 Km	168 %
運行時間	計 5,886 分間			計 2,940 分間			2,946 分	200 %
ドライバー	計 26 名			計 24 名			2 名	108 %
地区別件数	有明	R 119件 H 43件	初山別	R 51件 H 63件	豊岬	R 181件 H 115件		

図 1. 実証運行実績

出典：初山別村企画振興室内部資料　注)R：令和元年度　H：平成 30 年度

2019 年 9 月には、移動支援の調査研究として、支援や提言を行っている「全国移動サービスネットワーク」の副理事長である河崎民子氏、横山和廣氏から先進地区の事例報告を受け意識醸成をはかった。

関係機関との協議においては、2019 年 4 月からすでに 25 回を数えており、特定の機関に過度な負担とならないよう進めてきた。

5　課題

本事業の推進においては、公共交通の中核をなす運転手の確保が最も重要である。2019 年 9 月の市町村運営有償運送に必要な大臣認定講習[12]には 30 名が受講し、運転手の確保にも一定程度の目途が立った。2020 年度は更なる検証に向け運行期間を延ばし、持続可能なシステムとする高齢者の足の確保を住民自身が自分事と思えるような環境作りを進めていきたい。

基盤整備を推進することを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすこと」としている。

[12] 初山別村は、利用料金を徴収する「自家用有償旅客運送」を予定。その際、2 種免許所有者、または国土交通大臣が認定した講習実施機関での講習（大臣認定講習）を受講している者も運転手になることができる。

写真 1. 実証運行の様子

なんもなんも倶楽部撮影

6　最後に

本事業は、村と住民が共にこれからの自分たちの交通について新しい仕組みを走りながら考えている最中である。その中においては、住民や議会の一部からの、ボランティアに頼りすぎではないかという意見に対する検証も必要である。その一方で「思い」を持つ人々の賛同を得ながら、村にとっての最適な手法はなにかという輪郭も見え始めている実感もある。2020 年 1 月に開催された議会主催の村内 3 地区での懇談会においては、「行政任せでは、サービスの面でとても使いづらくなる。それを解消するためにボランティアも手伝うというチャンスを貰った。今まではなかったことであるが、みんなが少しずつ考えるようになってきた。」「人のために何かしてあげるということは、生きていくうえで本当に大切なことだ。」との意見もあがったと聞く。行政主導ではあっても、人が少ないからこそできる「人と人のつながり」を住民相互に再構築し、新たなモビリティの仕組みを創り上げることにより、住んでいてよかったといえるまちづくりにつながると考える。

最後に、この取組みを進めるにあたり、旭川運輸支局、福島大学、さわやか福祉財団、全国移動サービスネットワーク等の関係機関、そして住民組織の支援や協力なくしてこの取り組みは進まなかった。この場を借りて協力頂いた皆様に感謝申し上げたい。

参考文献

［1］初山別(2017)「ささえ愛システム報告書」

［2］天塩町「天塩-稚内相乗り交通事業」

http://lp.notteco.jp/teshio/　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

［3］中頓別町「なかとんべつライドシェア」

http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/5299　最終閲覧 2020 年 3 月 24 日

職場勉強会のすすめ～『ＤＯ！２１』の活動をとおして～

米一 彰夫*

１　はじめに

自治体の職場では、所属する部局の縦の関係や、同期・同好会などの横の関係はあるが、部局や役職を超えたナナメの関係は少ないのではないか。また、仕事に関係なく民間の方や他の自治体職員などのお話しを聴いたり、交流する機会はなかなか無いのではないだろうか。本稿では、筆者が関わってきた勉強会『ＤＯ！２１』の活動を紹介するとともに、立ち上げのヒントもまじえ、この勉強会の輪が全道に広がることを期待して、以下述べてみたい。

２　『ＤＯ！２１』の活動について

(1)　発足と経過

本勉強会は、北海道本庁舎(以下、本庁)には約３千人の職員がおり、「町」に相当する人口を有していること、また筆者が当時、企画振興部地域振興課で「一村一品運動」を担当していたこともあり、本庁の“まちおこし”をしようと、世代や部が異なる有志３人で発案した。

1994 年４月に庁内の所属や年代を超えた人と出逢い、知ることから始めようと、『ＤＯ！高夢ｉｎｇ（コームイン)』をスタートし、月例会（勉強会）の開催や、「おもしろ道職員・自己アピール集『AMIDAS（アミダス)』」、「活動情報誌『キラリ！AMIDAS』」の発刊等を行った[1]。1998 年以降、主要メンバーの転勤等で活動を一時休止していたが、2004 年４月に、道職員を主体に、市町村職員や自治体議員、民間団体もまじえ『ＤＯ！２１』として活動を再開した。以降、ほぼ毎月１回の例会を開催し、2020 年１月までに 178 回の開催に至っている。

(2)　勉強会のコンセプト

『ＤＯ！２１』は、北海道(Hokkaido)の「ＤＯ」と実行(Do)の「DO」を表し、活動を通じて、自己啓発の場としてお互いを高め合うとともに、新たな出逢いから所属や部局、役職を超えたネットワークづくりを進め、21 世紀の活力ある北海道を創造することを目的としている。その時々のタイムリーな話題や興味あふれるテーマを題材に、月１回の例会を開

写真 1. 勉強会の様子

筆者撮影

* 北海道農政部生産振興局畜産振興課　連絡先：yoneiti@mbn.nifty.com

[1] まだ電子メールが普及しておらず、紙ベースで作成・配付した。

催しているほか、面白そうな活動を随時企画・実施している。

勉強会は、通常、本庁近くの「かでる 2.7」[2]を利用し、毎回 10 数名が参加している。平日夜 6 時 30 分から 8 時 10 分まで、前段では講師から 50 分ほど話題提供していただき、後段では参加者との質疑応答や意見交換を行い、終了後は近くの居酒屋で講師を囲みながら懇親会を行っている。

講師には、メンバーの人脈で庁内外から謝礼等はないが、懇親会には無料招待を条件にお願いしている。このほか道職員による民間企業や他自治体等への派遣研修報告などの発表の場としても活用している。

開催案内は、メンバーを登録したメーリングリストを利用し、参加者が友人知人を誘うなど口コミに限定している。職場の電子掲示板等で案内する手もあるが、テーマにより不特定に集まり過ぎると、運営が雑になり参加者の満足度も低くなると考え、「こぢんまり」感を大事にしている。

(3) 異文化望年会、夏合宿、酒チェン企画・・・

12 月例会は、「異文化望年会」を恒例とし、北大近くのフェアトレード雑貨＆レストラン「みんたる」[3]を貸し切り、海外留学生などをゲストに迎え、その国の歴史や文化、観光などを紹介いただいている。お国の料理を味わうとともに、民族衣装の披露や現地語会話ミニ講座、お国に関するクイズなどを交えながら交流している[4]。最後に、参加者全員が来年の抱負をスピーチし、“望年会”としている。

また、2012 年からは、「麦チェン」や「グリーンツーリズム」などをテーマに、地域の魅力を掘り起こしながら、訪問地域の方々とともに『夏合宿』を企画し、飛び切りの食を味わい、景観や文化などに触れながら交流するツアーを行っている[5]。

さらに、道や団体が進めている、道産清酒や酒米の道内消費拡大をめざす「酒チェン」運動に賛同して、2015 年 6 月、『道産地酒 de 夢心地』をテーマに、「北海道産酒 BAR かま田」[6]にお

写真 2. ズラリと並んだ道産日本酒

筆者撮影

[2] 住所：北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 道民活動センタービル

[3] 住所：北海道札幌市北区北 14 条西 3 丁目 2-19

[4] 2019 年は、「南米・ボリビア☆魅惑の異文化望年会 in みんたる」をテーマに実施した。

[5] 2019 年は「夏の新冠・新ひだかを学び楽しむ！～サラブレッドをメインに、開拓の歴史や美食をめぐる旅」をテーマに実施した。

[6] 住所：北海道札幌市中央区南 4 条西 4 丁目 14-2 ＭＹプラザビル 8 階

いて例会を開催した。オーナーの鎌田孝氏から、日本酒レクチャーを受けた後、道内のすべての酒蔵（2020 年 2 月現在 12 蔵）から選りすぐりの銘酒を飲み放題という企画を実施している。翌年からは、番外編企画として毎年春に開催している。2017 年からは道内ワイナリーの「ワイン編」も加わり、アッという間に定員に達する人気行事となっている。

３　勉強会のすすめ

(1)　勉強会の意義

勉強会とは、デジタル大辞泉によると「共通の目標や関心事を持つ人が定例的に集まり、議論して学ぶための会合」とされる。インフォーマルである勤務外での勉強会を通じて、講師や発表者から、仕事や興味に関係なく幅広く話を聴き、参加者同士の話し合いを行うことにより、新たな知識や知恵を吸収できるとともに、出逢いや交流、自己啓発、情報交換・相互研鑽、プレゼンやコミュニケーションのスキルアップなどにつながるものと考えている。

(2)　勉強会を立ち上げてみよう

「三人寄れば文殊の知恵」という。仲間 3 人が世話人となり、勉強会を始めてみよう。世話人がそれぞれ 2～3 人を誘えば 10 人になる。まずは、１年間の継続を目標に、手間を余りかけ過ぎず、運営はシンプルにした方がよい。勉強会は、講演会ではないので、参加人数は気にしなくてよい。とかく参加者を増やすことに熱心になりがちであるが、むしろ少ない人数ほど、講師とのやり取りが濃密になり満足度も高くなる。最悪、世話人だけでも開催する覚悟で臨めば、不安は解消されるだろう。

また、参加者の自己紹介タイムや質疑応答の時間を多めに設け、参加者一人ひとりが発言する機会を作るなど、参加意識が高まるよう工夫してみよう。そして、何といっても、楽しみながら行うことが最も大切であり、世話人が一番楽しまなければ参加者も楽しくもなく、長続きもしない。

４　おわりに

2007 年に筆者が恵庭市役所に派遣されたことを契機に、2008 年９月に当学会「地域フォーラム in えにわ」を開催し、終了後、その実行委員会メンバーとともに恵庭市「まちゼミ」を立ち上げ、以来、『ＤＯ！２１』と同様、毎月１回のゼミが継続されている。

北見市や名寄市でも、独自に勉強会を立ち上げ、活発に活動されており、「地域に飛び出す公務員ネットワーク」（事務局：地域活性化センター）を通じて、楽しく交流している。

皆さんの自治体でも勉強会が立ち上がるよう、お手伝いができればと考えている。そして、志を同じくする者同士交流することで、切磋琢磨しあい、より有意義で楽しい活動になり、地域の活性化に結びついていくものと確信している。

最後に、これまでの活動を支えていただいた講師の皆さまや参加されたメンバーに、心より感謝を申し上げ、むすびとしたい。

2019 年度活動報告

1　北海道自治体学会とは

北海道自治体学会は「実務と理論の出会いの場」です。

憲法には、地方自治が定められましたが、ながらく自治体は中央省庁の政策を末端で執行する地方行政機関でありました。しかし時代は大きく転回しました。

自治体の政策的自立は、必然的な時代の流れです。自治体学とは、「現代社会の課題を解決するために理論枠を組み替え、基礎概念を再構築した自治体関連の諸学の総称の学」と、定義することができます。学者・研究者は現場の実務から理論化のヒントをつかみ、職員と市民は理論と基礎概念に導かれてまちづくりを実践します。自治体学会の会員は、自治体職員、市民、学者、研究機関の職員、ジャーナリスト、企業や団体の役職員、議員や首長など実に多彩です。異質領域の人々や立場の異なる方々が、問題を出し合って討論し相互の考え方に触れ、情報や体験を交流することによって人と知り合い、自身の問題意識が触発されて政策構想能力を高めることができます。

北海道では、1995 年 7 月 9 日に会員が中心となってニセコ町で「地方自治の未来」をテーマに第 9 回フォーラムを開催し、都道府県単位としては全国で初めての「北海道」自治体学会を設立しました。政策シンポジウムを毎年 1 回ずつ開催しています。

2　学会活動報告

(1)　第 25 回北海道自治体学会政策シンポジウム

「災害対応と自治～北海道胆振東部地震の経験に学ぶ～」

日　時：2019 年 5 月 25 日(土)　12：30～16：30

場　所：北海道大学 学術交流会館 小講堂 （札幌市北区北 8 条西 5 ）

基調講演 1「災害対応の課題」高松泰氏（北海道大学公共政策大学院客員教授）

基調講演 2「被災者支援の課題」篠原辰二氏（一般社団法人 Wellbe Design 理事長）

講師：吉田良行（厚真町町民福祉課 課長）

平井照枝（しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道 代表）

三角靖枝（北海道危機対策局 防災教育担当課長）

吉田裕（環境省北海道地方環境事務所 災害廃棄物対策専門官）

ポスターセッション

(2)　北海道自治体学会地域フォーラム in きこない

「地方再生の処方箋～２期目を迎える地方創生戦略について～」

日　時：2019 年 11 月 23 日(土)

場　所：木古内町中央公民館

基調講演　石井 吉春氏（北海道大学公共政策大学院客員教授）
パネルディスカッション
コーディネーター　石井 吉春 氏(同上)
パネリスト　田柳 恵美子 氏(公立はこだて未来大学教授)
山本 真也 氏(元町倶楽部会員)
久米 早苗 氏(江差地域活性化協力隊代表)

(3) 後援

2020 年 1 月 25 日　札幌学院大学大学院法学研究科主催セミナー「地方議会と政策法務」

(4) 総会・運営委員会の開催

2019 年 4 月 20 日　第 1 回運営委員会　　2019 年 5 月 25 日　総会・第 2 回運営委員会
2019 年 7 月 13 日　第 3 回運営委員会　　2019 年 11 月 10 日　第 4 回運営委員会

(5) ニュースレター等の発行

2019 年 4 月　Annual Report 2018　　2019 年 9 月　ニュースレター85 号
2019 年 11 月　ニュースレター86 号　　2020 年 3 月　ニュースレター87 号

3 研究会活動報告

議会技術研究会

議会技術研究会は、市民自治を基調に自治体議会の力量を高める観点から、議会における理論と実務をつなぐ、普遍性のある議会技術を豊かに構想・開発することで、「実務を踏まえた理論」形成と「理論を踏まえた実務」構築を目指して、2016 年 11 月に設立しました。

2008 年 5 月に全国初の議会基本条例を制定した栗山町をはじめ、福島町、芽室町、浦幌町、登別市、旭川市など先駆的な議会改革に取り組んできた自治体議会が存在する一方、合議制機関としての議会がまとまらなければ議会改革が進まないという現実もあります。このような現実の課題に対処していくためにも、研究会をとおして、議員や市民、職員の皆さんとともに、情報の共有化を図り、相互支援を行っていきます。

研究会では、「政策議会」の実現が図られるよう課題解決のための研究を進め、フォーラムやセミナー等を通して研究成果の還元を図り、自治体議会の深化を支援していきます。2020 年度は、年 2 回程度のフォーラム、講座に加え、女性や若者を議員に増やしていくような取組みを進めていきます。(現在の会員数: 自治体学会の会員を中心に 140 名)
［共同代表：渡辺三省（北海道自治体学会会員／札幌市)、西科純（同会員／芽室町)］

□研究会等の開催□

2019 年 7 月 28 日　議会技術研究会フォーラム 2019「私はなぜ議員になったのか」
2019 年 10 月 12 日 新人議員講座「財政に強い議員になろう」
（いずれも北海道自治労会館で開催）
※ 毎月 1 回程度　共同代表等で構成する運営委員会を開催

集落研究会

道内の集落においては、少子高齢化の進行に伴い自治機能の維持や住民生活の確保が困難になるなど、様々な問題が顕在化しており、道内自治体が共通に抱える政策課題であると認識することができます。このことを踏まえ、地域の現場に最も近い自治体学会会員が、各地域の集落の現状について意見交換することにより、集落の再生対策の取り組みについて研究することを目的としています。活動としては、年 2 回の研究会（主に札幌市で開催）と、年 1 回の視察研修を行っています。

［事務局：大山幸成（北海道自治体学会会員／新十津川町)］

□研究会等の開催□

2019 年 7 月 13 日　研究会（場所：北海学園大学）

2019 年 10 月 12 日～13 日　夕張市視察

ジェンダー研究会

ジェンダー研究会は、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性区分）についての認識を深めるとともに、多様な価値観や文化が認められる社会の実現に向けた取り組みを研究することを目的に 2016 年 5 月に設立されました。女性問題と捉えられがちなジェンダーを、市民の誰もが関わる社会の課題として認識し、ジェンダーに縛られた社会の歪みを改善していきたいと考えています。現在の会員は 11 名、課題研究と情報交換を中心に活動しています。

［代表：宮下裕美子（北海道自治体学会会員／月形町議会議員)］

□研究会等の開催□

2019 年 6 月 23 日　映画「RGB 最強の 85 歳」観賞＆茶話会（場所：札幌市内）

2019 年 9 日 29 日　DVD 鑑賞会（場所：札幌エルプラザ）

DVD「行動する女が未来を拓く―行動する女たちの会 20 年の記録―」

2019 年 12 月 7 日　研究会（場所：札幌エルプラザ）

課題図書「ジェンダーについて　大学生が真剣に考えてみた」の考察

4　2019 年度運営体制

代表運営委員　大坂 敏文　永井 真也　辻 ひろし

事務局長　安田 あきの

運営委員　石井 和平　石垣 周一　大貝 健二　大山 幸成　小山田 健
加藤 知愛　木村 春樹　小泉 義隆　鹿谷 雄一　菅原 文子
高田 誠　竹中 進一　玉田 悟　西　大志　西村 宣彦
古内 伸一　古田 敏幸　堀　直人　松井 健　宮下 照太郎
武藤 俊雄　望月 貴文　吉田 博

年報　北海道自治体学

Annual Report 2019　第3号

2020年3月31日発行

編集兼発行者　北海道自治体学会　運営委員　望月 貴文　石井 和平　武藤 俊雄
発行所　北海道自治体学会「アニュアルレポート」担当
江別市文京台11番地 札幌学院大学法学部 石井和平研究室内

北海道自治体学会 URL：http://jititai.net/hokkaido/